

令和 2 年度決算審査措置要求決議を受けた取組状況について（報告）

令和 4 年度第 1 回運営点検会議で報告した「令和 2 年度決算審査措置要求決議」について、その後の再発防止に向けた検討状況等について報告するものである。

1. 主務官庁による指示を受けた J S C の対応

文部科学省から速やかに再発防止策を講じるよう指示を受け、このような事態が生じた背景要因を分析した上で、不正な契約手続を未然に防止するため、新たに外部有識者も参画する契約手続事前チェック体制を整備し、内部統制の強化に取り組んでいるところである。

なお、体制整備に係る契約手続事前チェックの試行については、令和 4 年 1 1 月 7 日付けで法人全体に周知を行った。

（別紙参照）

別紙 契約手続事前チェック体制について

2. 令和 2 年度決算審査措置要求決議（抄）＜前回報告のとおり＞

11 旧国立競技場の解体に伴う収蔵品の保管場所確保に係る不適正な契約手続について

独立行政法人日本スポーツ振興センター（J S C）は、旧国立競技場の解体に伴い、秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の収蔵品を仮保管するため、倉庫の賃貸借契約を 3 億 8,123 万円で締結していた。会計検査院が検査したところ、落札した会社から、賃貸借物件として予定していた倉庫の貸出しができなくなったことを受けて仕様書の立地条件を満たさない倉庫への変更を提案された際、会計規則等を遵守せずに、当初の仕様書及び落札額のみで当該倉庫の賃貸借契約を締結したこと、当初契約期間に加えて、仕様書を改めずに更に 1 年間延長する契約を締結したこと、これらの結果、仕様書には収蔵品を水害から守る必要性を示していたにもかかわらず、同倉庫では洪水発生時に収蔵品が汚損するおそれがあることが明らかとなった。

政府は、J S C において会計規則等に反する契約が行われた事態を重く受け止め、早急に背景要因を分析した上で、不適正な契約手続を未然に防止するための内部統制の強化を含む再発防止策を講じるよう、指導監督を徹底すべきである。

（これまでの主な経緯）

- 平成 26 年 2 月 綾瀬倉庫を保管場所とする賃貸借契約（一般競争入札）を締結
（契約期間：平成 26 年 4 月～令和 2 年 3 月（6 年間））
- 令和 2 年 3 月 1 年間の延長契約を締結
（契約期間：令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月（1 年間））
- 令和 4 年 6 月 参議院決算委員会における措置要求決議

契約手続事前チェック体制について

指摘案件の
発生要因

一者応札であった

一者との
契約に
固執

入札時と違う仕様で契約

改善方策

進捗管理体制強化

複数業者への事前ヒア
仕様等の競争性確保・複数応札促進

入札後速やかな契約手続
入札仕様どおりの契約を実施

競争性有無のチェック

速やかな契約手続のチェック

実施体制

事前チェックチーム設置

外部有識者

契約担当部署以外の職員

必要な案件をピックアップ
対面による「プレ検査」を実施